

【高齢者社会活動等参加ポイント事業】

高齢者の社会参加や健康維持活動等の促進を
目的としたポイント制度に参加しませんか！

【事業内容】

高齢者の健康づくりや社会参加活動に対して、商品券に交換できるポイントを差し上げることにより、高齢者の方々の健康維持や介護予防、社会参加の促進を図る事業

【参加対象】

本町に住所を有する65歳以上の方

【参加方法】

- ・『団体』で参加する場合…事前に登録申請により承認を受け、まとめて団員の参加登録をして「ポイントカード」を受け取り、活動に参加します。(自動更新)
- ・『個人』で参加する場合…申請により「ポイントカード」を受け取り、活動に参加します。
(毎年、申請が必要となります。)

※いずれも申請窓口は、役場保健福祉課 又は 各支所 です。

【ポイントの対象となる活動】

■健康増進、介護予防に関する活動

各種健診の受診、介護予防教室や認知症予防教室等への参加

■地域で行われる社会活動や地域貢献活動等

サロン活動、老人クラブ活動やスポーツ活動等、交通安全・地域パトロールや各種ボランティア等

■介護保険施設等におけるボランティア活動

施設の行事・レクリエーション等の参加支援、食事の補助や話し相手等、在宅高齢者の生活支援等

■教育委員会の事業への参加及び講師等の活動

文化祭等への出展及び事業の参加、生涯学習の講師及び番屋解説ボランティア等。



【ポイントカードの取扱い】

- ・カードを紛失、破損した場合は、カードの再発行はしますがポイントの付与はしません。
- ・活動に参加する場合、ポイントカードを忘れた方はポイントの付与はしません。

【ポイントの付与・交換】

- ・ポイントの付与期間…毎年1月1日から12月31日まで
- ・ポイントの付与は、おおむね1活動1時間以上で、1ポイント付与します。
また、1日あたり2活動4ポイントを上限とします。
- ・付与、交換は、年内1人につき100ポイント(5,000円)までとし、10ポイント500円から交換可能です。
- ・期間中に付与されたポイントは、翌年の1月末までに交換し、ポイントの繰越はできません。
- ・町税等に滞納がある場合は、商品券は交付できません。

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係 (内線 272)